

北斗市	部	総務部			課	総務課	
投げ込み日	平成	30	年	4	月	16	日
情報解禁日	平成	30	年	4	月	16	日 <input type="checkbox"/> 指定無

## 懲戒処分について

4月11日付けで、職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

本事業は、今回で  回目の開催です。

### ○内容

別紙地図参照

別添のとおりです。

総務課		課長	小坂正一		
当日	連絡先	0138-73-3111	内線	221	
前日	連絡先		内線		

#### 【報道資料趣旨】

- 参加者等募集告知依頼
- イベント等の事前周知依頼
- イベント・会議等の取材依頼
- その他事業の取材依頼



【処分日：平成30年4月11日】

所属	民生部【事件発生時】
役職区分・性別・年齢	管理職(男性・50歳代)
事案の概要	誤った介護保険料額で条例改正を提案し、可決・施行後にその誤りに気付いたが、適切な対応をとらず、放置した結果、誤徴収分を還付しなければならない事態を生じさせるなど、市民や議会に対し大きな影響を与えた。
処分内容	減給10分の1 3月 (管理監督者：不問)
参考	

所属	民生部【事件発生時】
役職区分・性別・年齢	管理職(男性・50歳代)
事案の概要	誤った介護保険料額で条例改正を提案し、可決・施行後にその誤りに気付いたが、適切な対応をとらず放置し、また条例改正をしないまま介護保険料額の改定を行った結果、誤徴収分を還付しなければならない事態を生じさせるなど、市民や議会に対し大きな影響を与えた。
処分内容	減給10分の1 3月 (管理監督者：不問)
参考	

所属	民生部
役職区分・性別・年齢	一般職(男性・40歳代)
事案の概要	条例改正をしないまま介護保険料額の改定を行った結果、市民や議会に対し大きな影響を与えた。
処分内容	戒告 (管理監督者：不問)
参考	